

訪問介護重要事項説明書

＜令和6年6月1日現在＞

1. 当事業所の概要

(1) 運営の方針

利用者の要介護状態の軽減、悪化防止及び利用者の自立支援に資するよう、その目標を設定し、計画的なサービス提供を行います。

(2) 事業所の名称・所在地等

事業所名	有限会社 グッデイ 北白川営業所
所在地	京都市左京区北白川久保田町 16-1
指定サービス	訪問介護
指定年月日	平成26年9月1日
事業者指定番号	2670601067
サービス提供地域	京都市左京区・北区・大津市比叡平・山中町

※上記の地域以外の方でも、サービスの利用をご希望の方はご相談下さい。

(3) 訪問介護員等の勤務体制

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1人		
サービス提供責任者	1人以上	1人以上	介護福祉士2人以上
介護職員	1人以上	10人以上	介護福祉士5人以上 ヘルパー2級5人以上
介護職員の性別	女性 10人以上 / 男性0人		

(4) サービス提供時間帯

通常時間帯	早朝	夜間	夜間	深夜
8:00~18:00	6:00~8:00	18:00~20:00	20:00~22:00	22:00~6:00
○	相談に応じます	○	相談に応じます	相談に応じます

※時間帯により料金が異なります。

※事務所の営業時間…8:30~17:30

(但し、日、12月29日~1月3日、8月14日~16日を除く)

(5) サービス提供責任者

氏名	木ノ下 香代子・西村 昌子
----	---------------

(6) その他

事項	有無	備考
訪問介護員の変更の可決	○	変更を希望される方はお申し出下さい
男性ヘルパーの有無	×	
従業員への研修の実施	○	
サービス提供マニュアルの作成	○	
苦情処理窓口の設置	○	
緊急時対応マニュアルの作成	○	

2. 当事業所が提供するサービスの内容

(1) 身体介護

- | | | |
|--------------|------------------|----------------|
| <u>・食事介助</u> | <u>・口腔ケア</u> | <u>・衣類着脱介助</u> |
| <u>・入浴介助</u> | <u>・清拭</u> | <u>・オムツ交換</u> |
| <u>・排泄介助</u> | <u>・体位変換</u> | |
| <u>・買物同行</u> | <u>・その他の身体介護</u> | |

(2) 生活援助

- | | | |
|------------|---------------|------------------|
| <u>・買物</u> | <u>・掃除</u> | <u>・調理</u> |
| <u>・洗濯</u> | <u>・シーツ交換</u> | <u>・その他の生活援助</u> |

(3) その他のサービス

利用者ご本人・ご家族からの介護全般に関するご相談に応じます（無料）。ご利用者のご希望により、上記（1）（2）以外にもご利用者の介護・自立支援に役立つためのサービスを提供します（この場合は別途の契約が必要となります。また、介護保険適用外となるサービスの利用につきましては、全額ご利用者の負担となります）。

3. ご利用料金のお支払い等

(1) 基本となる利用料

ご利用者をご負担になる利用額は、「介護保険負担割証」の負担割合（1割・2割又は3割）分となります。但し、要介護度に応じた介護保険の利用限度額を超えたサービス利用分についての利用料は全額自己負担となります。

また、介護保険適用分についても、保険料の滞納等により、介護保険からの支給が行われない場合があります。この場合は一旦、利用料の全額をお支払頂いたうえ、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、京都市の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

①基本利用料（介護報酬算定額）（1回あたり）

・通常時間帯（8：00～18：00）の場合

下記の表は1割負担額となります。

介護の種類 \ 所要時間	20分以上～ 30分未満	30分以上～ 1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎に)
身体介護	287円	456円	668円	96円加算

介護の種類 \ 所要時間	20分以上～ 45分未満	45分以上 (1時間まで)
生活援助	211円	259円

介護の種類 \ 所要時間	40分以上～ 75分未満	以後25分毎に
身体介護+ 生活援助	364円	77円

※所要時間については、ご利用者について作成されたケアプランに位置づけられた訪問介護サービスを行うのに必要とされる時間です。

※初回訪問時のみ原則として214円が加算されます。

※ご利用者またはご家族の要望により、ケアマネージャーが必要と認め、ケアプランに無いサービスを実施した場合には、107円が加算される場合があります。

※中山間地域等に居住する利用者にサービスを実施した場合には、利用料の5%が加算されます。

※早朝・夜間帯の利用料は、基本料金の25%増し、深夜は50%となります。

※毎月の合計のお支払い額は、月ごとの利用回数に応じ変動します。

※やむを得ない事情より、ご利用者の同意を得たうえで、訪問介護員が2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

② 介護職員処遇改善加算

区分	金額
I	介護報酬算定額に対して24.5%
II	介護報酬算定額に対して22.4%
III	介護報酬算定額に対して18.2%
IV	介護報酬算定額に対して14.5%

令和6年6月現在、当事業所の算定は区分Iです。

算定区分が変更となった場合は、算定区分に応じて頂戴いたします。

(2) 訪問に要する交通費

上記1 (2) に記載のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費を頂きます。
なお、自動車を使用した場合は以下の交通費を頂きます。

事業の実施地域を超えた地点から5km未満	230円
事業の実施地域を超えた地点から5km以上	500円

(3) ご利用をキャンセルされた場合

- ①前営業日の営業時間終了までに連絡があった場合は不要です。
- ②上記以外の場合は、キャンセル料として1,500円をお支払い頂きます。
- ③サービスご利用予定時間に訪問した結果、ご利用者の不在等の事情により、サービス提供が行えなかった場合も同様にキャンセル料を頂きます。
※但し、利用者の急病・入院等やむを得ない場合は、この限りではありません。

(4) 利用料金の支払方法

お支払い方法については、郵便局口座自動引落としてお願いします。
毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、19日までにご入金下さい。引落し後、領収書を発行します。

【利用料の振込口座】

郵便振込	
口座名義	有限会社 グッデイ
口座番号	14440-21835011

(5) その他

下記の費用はご利用者のご負担となります。

- ①利用者の居宅において使用する水道・ガス・電気料金
- ②身体介護を行うために使用する紙代・オムツ代等
- ③食事を提供するための食材費等
- ④通院等のために必要となる交通費等

4. サービスのご利用開始日

令和 年 月 日 () より

5. サービスご利用の終了

(1) ご利用者のご希望により終了される場合

- ①要介護認定の有効期限の2日前までに、契約を更新しない旨を書面で申し出ることにより、当該有効期限の末日をもって契約を終了させることができます。

②ご利用終了を希望される日の1週間前までにお申し出いただくことにより、いつでも契約を解除することができます。ただし、急病による入院等、やむを得ない事情がある場合は、1週間以内の期日でも契約を解除することができます。

(2) 当事業所の都合により終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、訪問介護の提供を終了させていただく場合は、終了日の1ヶ月前までに、ご利用者に書面で通知させていただきます。この場合は、ご利用者に不都合が生じないように、ご利用の居宅介護支援事業者への連絡、地域の他の訪問介護事業者の紹介等、必要な援助を行います。

(3) 予告期間を置かずに、即時に契約を解除できる場合

次の場合、ご利用者は書面で契約解除を申し出ることによって、即時にサービス利用を終了することができます。

- ①当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②当事業所又はその従業員が、守秘義務に反した場合
- ③当事業所及び従業員が、利用者やその家族などに社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④当社が破産した場合
- ⑤当事業所が本契約に違反した場合
- ⑥当事業所が又はその従業員が介護保険法令に違反する行為を行った場合

次の場合、当事業所は書面で契約解除を通知することによって、即時にサービスを終了させることができます。

- ⑦ご利用者が訪問介護の利用料等の支払いを3ヶ月以上遅延し、事業者が利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、2週間以内に支払いをしない場合
- ⑧ご利用者又はその家族が事業者又は訪問介護員に対して、本契約を継続し難いほどの重大な背信行為、法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為、又は暴力行為が行われた場合。

(4) 契約が当然に終了する場合

次の場合は、特段の意思表示を行わなくても、利用契約は即時に終了いたします。

- ①ご利用者が介護保険施設に入所された場合
- ②ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ③当事業所が、介護保険事業者の指定を取り消された場合

6. サービスご利用にあたっての留意事項

(1) 対応できないサービス

- ①原則として医療行為にあたるサービスは行えません。
- ②原則としてご利用者が日常生活を営むうえで必要と思われる身の回りの世話や介護以外のサービスは行えません。

【提供できないサービスの事例】

- ご利用者以外の方に係わる洗濯、調理、買物
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- 自家用車の洗車、掃除等
- 草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸
- 犬の散歩等ペットの世話
- 家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 正月、節句等のための特別な手間をかけて行う調理等

(2) 訪問介護員について

①同一の曜日・時間帯には同じ訪問介護員による訪問サービス提供を基本としますが、訪問介護員の体調不良等やむを得ない事情により、事前にご利用者に連絡の上、訪問介護員を変更させて頂く場合があります。

②訪問介護員はやむを得ない事情により交代させて頂く場合があります。

(3) サービス利用に当たって、守っていただきたいこと

①訪問介護員は、留守宅での活動は行うことができませんので、ご利用時間帯には必ずご在宅下さい。

②以下の行為は固くお断りさせていただきます。

- 訪問介護員への個人的な連絡
- 訪問介護員との金品の授受、貸し借り、個人的な契約
- 訪問介護員への茶・菓子等の接待

(4) その他

①事故・災害等、不測の事態が生じた場合、ご利用者の同意を得た上、訪問日時の変更をさせて頂くことがあります。

②訪問介護サービスの提供時に、ご利用者又はご家族に感染症が発症した場合は、感染に対する予防処置を取らせて頂きます。

③大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の遅延もしくは中止となる場合があります、特別警報及び暴風警報発令の際は、原則として訪問介護サービスは休止させて頂きますのであらかじめご了承ください。

7. 天災等不可抗力

本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者はご利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。

8. 個人情報の取扱いについて

①当事業所及び当事業所の従業者は、訪問介護サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持の義務は、契約が終了した後も継続します。

②ご利用者及びそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等において、ご利用者及びそのご家族の個人情報を用いません。

9. 損害賠償について

訪問介護サービスの提供に際し、当事業所の訪問介護員が故意又は不注意により、ご利用者の身体・財産等に損害を与える等、ご利用者に対して当方の責任において賠償すべき事態が生じた場合は、その損害の範囲内において賠償いたします。なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しております。

加入損害賠償責任保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
--------------	--------------------

10. 緊急時の対応

(1) 事故発生時の対応

万が一、サービス提供中に事故が発生した場合は、当事業所の事故発生時対応マニュアルに基づき、訪問介護員が応急処置を行ったうえ、必要に応じ119番に連絡します。同時に、事務所と連絡を取り、事務所からご家族、担当の介護支援専門員、市町村等に連絡をします。

また事故の再発を防ぐための防止策を講じます。

(2) ご利用者の体調異変時の対応

サービスの提供中にご利用者の容態の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、下記の主治医、ご家族及び救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医又はかかり付けの病院	主治医氏名(医院名)	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

11. 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すると共に、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

12. 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

13. サービス利用に関するご質問・苦情等の相談窓口

- (1) 当事業所が提供するサービスに関するご質問・ご要望・苦情等につきましては、下記の窓口にご相談ください。

TEL	(075) 200-3653
担当	木ノ下 香代子・西村 昌子
受付曜日	月曜日～土曜日
受付時間	8:30～17:30

- (2) その他、京都市各区役所の相談窓口と国保連合会にもサービスに関する苦情を伝えることができます。

【京都市北区役所健康長寿推進課】TEL (075) 432-1366 9:00～17:00

【京都市左京区役所健康長寿推進課】TEL (075) 702-1069 9:00～17:00

【大津市介護保険課】TEL (077) 528-2753 9:00～17:00

14. 当社の概要

名称・法人種別	有限会社 グッデイ
代表者役職・氏名	代表取締役 藤原 豊子
本社所在地	京都市左京区北白川東久保田町66番地2
電話番号	(075) 703-7484
北白川営業所	京都市左京区北白川久保田町 16-1
電話番号	(075) 200-3653
営業所数等	介護保険訪問介護事業所 1カ所 介護保険居宅介護支援事業所 1カ所

15. サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

16. 第三者評価の実施 : 無

当事業所はサービスの利用にあたり、利用者に対して重要事項説明書を
交付の上、居宅介護支援の内容及び重要事項の説明をしました。

【事業所】

<事業所名> 有限会社 グッデイ 北白川営業所

<所在地> 〒606-8266
京都市左京区北白川久保田町 16-1

【説明者】

職 名 サービス提供責任者

氏 名 印

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、その内容に
同意の上、本書面を受領しました。

【利用者】

住 所

氏 名 印

(契約補助所又は代理人)

住 所

氏 名 印

本人との続柄

令和 年 月 日

※ この重要事項説明書は大切に保管して下さい。